

関係法令

労働安全衛生規則により 規制される有害業務 [1]



1. 坑内作業等

①坑内等の空気環境

- 1) 坑、井筒、潜函、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、**内燃機関を有する機械を使用してはならない**。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。
- 2) 坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、1.5%以下としなければならない。ただし、空気呼吸器、酸素呼吸器又はホースマスクを使用して、人命救助又は危害防止に関する作業のときは、この限りでない。
- 3) 坑内の作業場においては、衛生上必要な分量の空気を坑内に送給するために、通気設備を設ける。ただし、自然換気により衛生上必要な分量の空気が供給される坑内の作業場については、この限りでない。

②作業環境測定が必要な坑内作業場

所定事項について記録し、3年間保存しなければならない。

- 1) 炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場について、1月以内ごとに1回、定期的に炭酸ガス濃度を測定。
- 2) 気温が28℃をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に当該作業場における気温を測定。
- 3) **通気設備が設けられている坑内の作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に、通気量を測定。**

④坑内の気温

高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じて人命救助又は危険防止作業をするとき以外は、**坑内の気温を37℃以下としなければならない**。

関係法令

労働安全衛生規則 第578条・第583条・第589条・第592条・
第602条・第603条・第611条・第612条

トライ!

- 1. 坑内における気温は、原則として27℃以下にしなければならない。
- 2. 坑の内部その他の自然換気が不十分なところにおいては、原則として内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- 3. 通気設備の設けられている坑内の作業場は、1月に1回以上定期的に通気量の測定を実施しなければならない。

答 1. × 2. ○ 3. ×

関係法令

労働安全衛生規則により 規制される有害業務 [2]



2. 暑熱・寒冷作業

① 温湿度調節

暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じる。

② 作業環境測定が必要な暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場

半月以内ごとに一回、定期に、気温、湿度及びふく射熱を測定、所定事項について記録し、3年間保存必要。（輻射熱の測定は1)～8)に限る）

1) 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場

3) 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場

4) 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場

6) 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場

7) 熔融金属の運搬又は鑄込みの業務を行なう屋内作業場

8) 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場

11) 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場

12) 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの [2)・5)・9)・10)・13)～15)号] 省略

③ ふく射熱からの保護

屋内作業場に多量の熱を放散する熔融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

④ 加熱された炉の修理

加熱された炉の修理に際しては、適当に冷却した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない。

関係法令

労働安全衛生規則第587条・第607条～第609条

トライ!

- 1. 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場における気温及び湿度の測定を、1月以内ごとに1回測定しなければならない。

答 1.×

関係法令

労働安全衛生規則により 規制される有害業務 [3]



3. 著しい騒音を発する屋内作業場

①騒音を発する場所の明示等

強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によつて明示する等の措置を講ずる。

②騒音の伝ばの防止

強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。

③作業環境測定が必要な著しい騒音を発する屋内作業場

6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定し、所定事項について記録し、3年間保存必要。

- 1) 鋌^{ビョウ}打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(一部業務を除く。)を行なう屋内作業場
- 3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- 4) タンブラーによる金属製品の研ま、砂落しの業務を行なう屋内作業場
- 5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場 [6)～8)号] 省略

④騒音障害防止用の保護具

従事する労働者に使用させるために、耳栓等の保護具を備え、使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、見やすい場所に掲示し、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。労働者は、必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

関係法令

労働安全衛生規則第583条の2・第584条

第588条・第590条・第591条・第595条～第597条

トライ!

- 1. 動力によるハンマーを用いる屋内作業場については1月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。

答 1.×